

基礎・境界ソサイエティ活性化事業内規
(第 1.5 版)

(平成 23 年 4 月 8 日制定)
(平成 27 年 6 月 1 日一部改正)
(平成 27 年 8 月 1 日一部改正)
(平成 28 年 6 月 27 日一部改正)
(2019 年 4 月 25 日一部改正)

【目的】

1. 基礎・境界ソサイエティ活性化事業は、新規会員の獲得、会員確保を目的とした会員サービスのより一層の向上を目指し、ソサイエティ活動の基本となる論文編集委員会、サブソサイエティ、研究専門委員会ほか各種委員会活動における事業を支援するために設ける。

【対象】

2. 本事業を利用できる対象は以下の通りである。

(1) 基礎・境界ソサイエティ（以下 **ESS** と称す）および **NOLTA** ソサイエティ（以下 **NLS** と称す）の各ソサイエティ活動活性化のために企画される事業（国際会議、講演会、講習会、出版、事務局費、その他）において補助を要する費用。

(2) **ESS** および **NLS** の各ソサイエティに属するサブソサイエティ、研究専門委員会あるいは特別研究専門委員会が運営する各種研究会活動（ワークショップ、シンポジウム、調査研究会などを含む）において特に運営上必要とされる費用（表彰費、通信費、委員会費、会場借用料保証金など）。

【事業費の予算】

3. 基礎・境界ソサイエティ活性化事業に関わる費用は、**ESS** の予算より支弁する。なお、詳細については毎年度予算立案時に検討し、**ESS-NLS** 共同運営委員会の承認を得て予算額を決定する。

【申請資格者】

4. 本事業に対して申請できる母体は、**ESS** および **NLS** の各ソサイエティに属する編集委員会、サブソサイエティ、研究専門委員会、特別研究専門委員会、**ESS-NLS** 共同運営委員会で承認を受けたワーキンググループ等であり、申請者は委員長または相当する代表者とする。

【申請額】

5. 申請母体は、申請する事業に関わる費用を慎重に算出し、必要となる費用を1件あたり概ね100万円を限度として申請することができる。ただし、事業内容によってはこの制限に縛られることはない。同趣旨の事業の複数回の申請を受け付ける。また、複数年度にまたがる申請も受け付ける。

【申請方法】

6. 申請母体は、別紙に示す「基礎・境界ソサイエティ活性化事業 申請書」の内容に従い、申請書を作成し、審査委員会の議長宛てに申請する。なお、審査委員会は申請母体や申請額に応じて以下の①～③のいずれかによって構成する。

審査委員会	審査員	議長	委員長
①ESS-NLS 共同運営委員会	左記構成員	ESS 事業担当幹事	ESS 副会長（事業担当）
②ESS サブソ・研専会議	左記構成員	ESS 事業担当幹事	ESS 副会長（事業担当）
③NLS 運営委員会	左記構成員	NLS 庶務幹事	NLS 会長

※②での審査の対象は、申請母体がESSに属するサブソサイエティ、研究専門委員会、特別研究専門委員会であり、申請額が1件10万円未満（税込）の場合に限る。

※③での審査の対象は、申請母体がNLSに属するサブソサイエティ、研究専門委員会、特別研究専門委員会であり、申請額が1件10万円未満（税込）の場合に限る。

【申請期日】

7. 申請期日は毎年度ESS-NLS共同運営委員会で決定し、各ソサイエティ運営委員会およびESSサブソ・研専会議に報告する。

【審査】

8. 申請された事業は、審査委員会により審査が行われ、可否判断がなされる。審査結果は審査を行った①～③のいずれかの会議にて報告する。また、各審査委員会の議長はESS-NLS共同運営委員会に結果を報告する。

8.1 審査委員会は、①～③の各会議の開催に合わせて開催される。ただし、申請後、速やかな審査を要する場合は、概ね1カ月以内にメール審議等により審査を行う。

8.2 申請母体は、審査委員会にて申請内容に対する説明をし、審査を受ける。

8.3 審査委員会での了承後、申請事業費が申請母体に払い込まれる。

8.4 審査委員会の議長は投票権を持たないこととする。

8.5 審査委員会は、半数以上の出席を持って成立する。審査委員会が開催できない場合に

は、メール審議とする。

8.6 審査は、審査委員会に出席した審査員の過半数以上の賛成をもって了承とする。

8.7 申請に直接関係する審査員は、その申請案件に対する審議に参加しないこととする。

8.8 審査結果により、審査委員会は、申請母体に対して、申請内容、申請額の補正を求めることがある。

8.9 審査においては新規性を考慮する。

【活動報告・会計報告】

9. 基礎・境界ソサイエティ活性化事業費を使用して事業を行った事業（申請）母体は、会計年度ごと、および活動終了後に、審査を受けた①～③のいずれかの会議にて報告を行い、承認を得ることとする。なお、報告資料は各ソサイエティの庶務幹事・会計幹事の求めにより事前に提出すること。また、各審査委員会の議長は ESS-NLS 共同運営委員会に結果を報告する。

9.1 活動終了後の報告には、活動報告書（別紙2）および会計報告書（別紙3）を用いる。

9.2 活動を終了しない事業が年度ごとに報告を行う際には、報告書兼継続申請書（別紙4）を用いる。審査を受けた①～③のいずれかの会議にて活動の継続が承認された場合にのみ、次の年度に活動を続行することができる。

【剰余金・繰越金・収益の処理方法】

10. 本事業費は年度ごとの会計とし、繰越金は認めない。会計年度末における事業費の剰余金は、事業母体の会計年度末剰余金とともに、特定資産に入金すること。また、各四半期報告、会計証拠書類の提出等についても、事業母体が責任を持って行うこと。

10.1 前項 9.2 の規定により活動の継続が承認された事業については、前年度末に入金された事業剰余金を、特定資産から支弁する。活動の継続が承認されなかった事業については、前年度末に入金された事業剰余金に相当する金額を、特定資産から ESS の会計に返還する。

10.2 活動終了時に発生した剰余金は ESS の会計に返還することとする。事業によって収益が発生した場合には、支弁した額を最大として ESS の会計に返還し、残額については、適切な会計処理のもとに事業母体の会計に繰り入れるか、あるいは ESS の会計に返還すること。

【活性化資金との関係】

11. 本基礎・境界ソサイエティ活性化事業費は、電子情報通信学会本体が行っている活性化資金とは独立な費用である。

【内規の改訂】

12. この内規は、ESS-NLS 共同運営委員会の議決により改訂することができる。

附則 本内規の2019年4月25日改正は、2019年6月6日から適用する。